

## 相続税 R4 平成 29 年贈与税対応版 (Ver.17.30) のリリース

平成 29 年分贈与税の申告書に対応した「相続税 R4 平成 29 年贈与税対応版 (Ver.17.30)」のリリースについて、以下のとおりご連絡します。このプログラムは、平成 29 年 1 月 1 日以後の相続、遺贈、または贈与により取得した財産の評価、相続税の申告、贈与税の申告に使用していただけます。2017 年 11 月 9 日に国税庁 Web ページに公開された「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書(平成 30 年分以降用)」の様式変更等に対応した平成 30 年版プログラム (Ver.18.10) は、2018 年 3 月上旬にリリースする予定です。

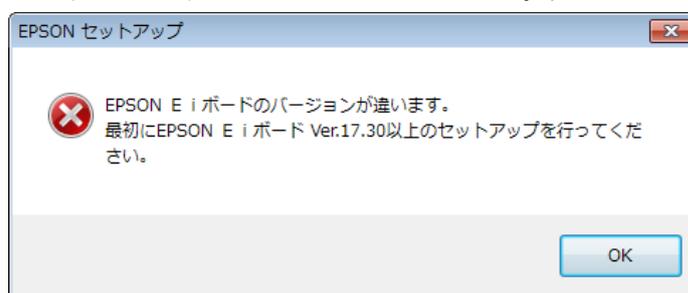
- |                        |                          |
|------------------------|--------------------------|
| 1. 発行プログラムと対象バージョン     | 6. お役立ち情報 (サポートメニュー) の変更 |
| 2. リリース時期              | 7. バージョンアップ後の確認事項        |
| 3. 贈与税改正の内容について        | 8. 贈与税 平成 29 年分の先行入力について |
| 4. システムの主な対応内容(税制改正関係) | 9. フォルダー構成               |
| 5. システムの主な対応内容(機能改善関係) | 10. パッケージの内容             |

### 1. 発行プログラムと対象バージョン

システム名	発行バージョン	バージョンアップの対象
相続税 R4	Ver. 17. 30	Ver. 17. 10、17. 11、17. 20、17. 21

※Ver.17.30 へのバージョンアップ時にライセンス認証が必要になります。

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。E i ボードが既にセットアップされている場合は、E i ボードのバージョンが、Ver.17.30 以降になっていることを確認してください。E i ボードが Ver.17.30 より古い場合には、相続税 R4 (Ver.17.30) はセットアップできません。次のメッセージが表示されます。



ネットワーク版の場合は、サーバーの E i ボードも Ver.17.30 にしてください。

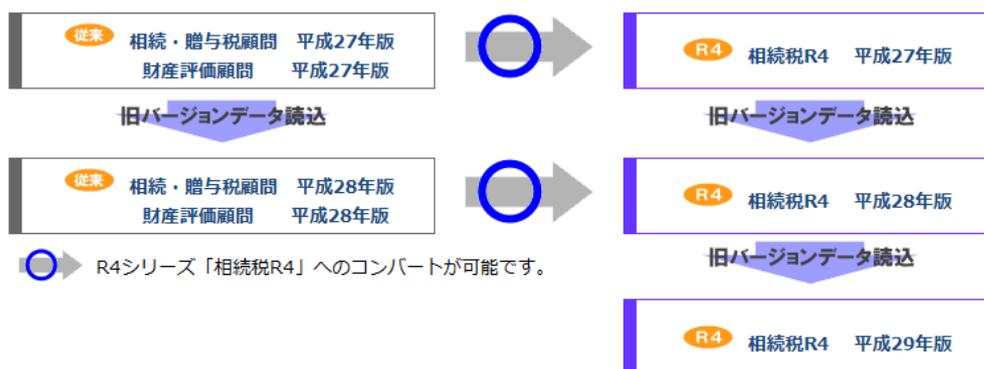
※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末数分の [ネットワーク基本ライセンス クライアント版] が必要です。これらをインストールすることによりアプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

※相続税 R4 (Ver.16) のデータを Ver.17.3 で継続使用する場合は、「旧バージョンデータ読込」で移行します。旧バージョンデータ読込を行っても Ver.16 のデータは残ります。

※(旧製品) 相続・贈与税顧問/財産評価顧問からのコンバートには対応していません。

(平成 29 年版の [データ選択] 画面に [コンバーター] ボタンは表示されません。)

平成 29 年版から相続税 R4 をお使いになる場合は、旧製品の平成 28 年版から相続税 R4 平成 29 年版へコンバートしてから、平成 29 年版の「旧バージョンデータ読込」で移行してください。



## 2. リリース時期

### 2-1. E i ボードダウンロードマネージャーの公開

2018年1月22日（月）

### 2-2. マイページのダウンロード公開

2018年1月22日（月）

### 2-3. 送品開始（新規、CDオプション契約）

- ・インターKX 相続税 R4 : 2018年1月30日（火）
- ・相続税顧問 R4 : 2018年1月30日（火）

（参考）平成29年分贈与税の申告と納税は、平成30年2月1日（木）から3月15日（木）までです。

### 2-4. 贈与税の電子申告対応について

平成29年分贈与税の電子申告に対応した相続税 R4 電子申告プログラム（Ver.17.3.e1）は、電子申告 R4（Ver.17.20）と同時に2018年1月29日（月）にダウンロード公開します。対応内容などの詳細につきましては、電子申告 R4（Ver.17.20）のシステムインフォメーション（17XA119）をご確認ください。

## 3. 贈与税改正の内容について

システムに関係する贈与税改正の内容は、次のとおりです。

### 3-1. 国外財産に対する贈与税の納税義務の見直し

贈与税の納税義務について、次の見直しが行われました。

- (1) 国内に住所を有さず、日本国籍を有する受贈者の納税義務  
贈与者および受贈者が贈与前10年（改正前：5年）以内に国内に住所を有さない場合には、国内財産のみが課税対象。
- (2) 一時的に国内に居住する外国人に係る贈与税の納税義務  
国内財産のみ課税対象。
- (3) 国内に住所、日本国籍を有さない受贈者の納税義務  
国内に住所を有さないが、相続開始前10年以内に国内に住所を有していた贈与者（日本国籍を有さず、一時的滞在をしていたものを除く）から贈与等で取得した国外財産が課税対象に追加。  
※平成29年4月1日以後の贈与等により取得する財産に係る贈与税等について適用（一部経過措置が設けられています。）

### 3-2. 非上場株式についての贈与税の納税猶予制度の見直し

相続時精算課税制度に係る贈与が、相続税の納税猶予制度の適用対象に加えられました。

### 3-3. 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の特例の改正

- (1) 住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の新築等をした者が、贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日後延滞なくその住居用家屋を居住の用に供することが確実であると見込まれることによりこの特例の適用を受けた場合において、その住宅用家屋が災害により滅失等をしたことによりその居住の用に供することができなくなったときは、居住要件を免除することとされました。
- (2) 住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の新築等をした者が、贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日後延滞なくその住宅用家屋を居住の用に供することが確実であるとみこまれることによりこの特例の適用を受けた場合において、災害に基因するやむを得ない事情によりその住宅用家屋を同年 12 月 31 日までにその居住の用に供することができなかった時は、その居住期限を贈与を受けた年の翌々年 12 月 31 日まで延長することとされました。
- (3) 贈与により金銭を取得した者が、その金銭を住宅用の家屋の新築等の対価に充てて新築等をする場合において、災害に基因するやむを得ない事情により贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までに新築等ができなかったときであっても、その贈与を受けた年の翌々年 3 月 15 日までに新築等をしたときは、この特例の適用を受けることができることとされました。
- (4) この特例の適用を受けた者の住宅用家屋が被災者生活再建支援法が適用される自然災害により滅失等をした場合において、その者がその直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の新築等をするときは、再度この特例の適用を受けることができることとされました。

### 3-4. 様式変更

贈与税の次の帳票が変更されました。

帳 票 名
第一表 贈与税の申告書
第一表の二 贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）
第一表の三 贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）
第二表 贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）
第三表 贈与税の修正申告書（別表）
第三表 贈与税の修正申告書（別表の付表）
株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕
株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕※
株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）
株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）※

※追加帳票

#### 《参考》国税庁のホームページ

- ◆平成 29 年分贈与税の申告書等の様式一覧

<https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/zoyo/yoshiki2017/01.htm>

- ◆平成 29 年分贈与税の申告のしかた

<https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/zoyo/tebiki2017/01.htm>

## 4. システムの主な対応内容（税制改正関係）

贈与税改正に伴う主な対応内容は、以下のとおりです。

### 4-1. 贈与税の申告書 変更帳票の対応

平成 29 年分の帳票に対応して、印刷フォーム、入力画面などを変更しました。  
帳票の主な変更点は次のとおりです。

変更帳票	変更内容
第一表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「フリガナ」と「氏名」の姓と名の間は、一字空けて記入する注意点が追加</li> <li>・株式等納税猶予税額⑩：「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕の「3 株式等納税猶予税額の計算④③に対する税額」より転記が追加</li> </ul>
第一表の二	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欄外右上の帳票 ID：「FD4743」に変更</li> <li>・タイトルの年分：「平成 29 年分」に変更</li> <li>・「フリガナ」と「氏名」の姓と名の間は、一字空けて記入する注意点が追加</li> <li>・(33)：平成 27 年分又は 28 年分の贈与税の申告で非課税を受けた金額（注 3）に変更</li> <li>・(注 1)：「平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人」に文言修正。</li> <li>・(注 2)：表中の新築・取得・増改築等に係る契約年月日が「平成 28 年 1 月 1 日～平成 30 年 3 月 15 日」に変更</li> <li>・(注 3)：「租税特別措置法第 70 条の 2 第 12 項の規定に該当する場合には、平成 27 年分又は 28 年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額について(33)欄への記入は不要です。」の追加</li> </ul>
第一表の三	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイトルの年分：「平成 29 年分」に変更</li> <li>・「フリガナ」と「氏名」の姓と名の間は、一字空けて記入する注意点が追加</li> <li>・(44)：平成 27 年分又は 28 年分の贈与税の申告で非課税を受けた金額（注 3）に変更</li> <li>・(注 1)：「平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人」に文言修正。</li> <li>・(注 2)：表中の新築・取得・増改築等に係る契約年月日が「～平成 30 年 3 月 15 日」に変更</li> </ul>
第二表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「フリガナ」と「氏名」の姓と名の間は、一字空けて記入する注意点が追加</li> </ul>
第三表（別表）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイトルの年分：「平成 29 年分」に変更</li> </ul>
第三表（別表の付表）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイトルの年分：「平成 29 年分」に変更</li> <li>・(33)：平成 27 年分又は 28 年分の贈与税の申告で非課税を受けた金額に変更</li> <li>・(44)：平成 27 年分又は 28 年分の贈与税の申告で非課税を受けた金額に変更</li> </ul>
株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイトル：〔暦年課税〕が追加</li> <li>・右側欄外が（平成 29 年分以降用）に変更</li> <li>・⑩：「円滑化法の認定の状況」に変更</li> </ul>
株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕	新規帳票の追加

変更帳票	変更内容
株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイトル：〔暦年課税〕が追加</li> <li>・右側欄外が（平成29年分以降用）に変更</li> <li>・1 あん分前の株式等納税猶予税額の計算：①各「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕の「A」欄の価額の合計額」に変更</li> <li>・イの表中の計算式：イの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕の「A」欄の価額」に変更</li> <li>・ロハニホ：上記イと同様の変更</li> <li>・（注）2 「（相続時精算課税の適用を受ける特例非上場株式等がある場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の3の②欄に転記します。）。」の追加</li> </ul>
株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）	新規帳票の追加

※注意 案件基本情報の受贈者および贈与者情報登録の贈与者の「氏名」「フリガナ」の姓と名の間スペースを入れてください。  
電子申告にて申告する場合も同様です。

#### 4-2. 【種類別財産入力】の変更

非上場株式等の贈与にて相続時精算課税が設定できるように対応しました。

##### ▼種類別財産入力画面

財産コード ※	種類	細目	利用区分・銘柄等	所在場所等
04	03	0001 有価証券	株式その他	〇〇株式会社
		の方式		<input type="checkbox"/> 国外財産
計算方法	数量	単価	価額	課税方法／特例
数量×単価	50,000.0000	1,400.0000	70,000,000	<input type="radio"/> 暦年課税 <input checked="" type="radio"/> 相続時精算課税 非上場株式等の納税猶予
贈与者氏名	取得年月日	財産区分	備考	空行
サンプル 一郎	平成29年11月 2日	<input checked="" type="radio"/> 特例贈与 <input type="radio"/> 一般贈与	備考(B)	0 空行(E)

〔贈与者氏名：特定贈与者〕〔納税猶予：非上場株式等の納税猶予〕にチェックが入っている贈与者を選択している場合、〔課税方法／特例〕で「非上場株式等の納税猶予」を選択します。

### 4-3. 株式等納税猶予税額の計算書の変更点

種類別財産入力の〔課税方法／特例〕で「非上場株式等の納税猶予」を選択している場合の〔株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〕 / 〔株式等納税猶予税額の計算書〕（贈与税（別表））入力画面を変更しました。

#### ▼株式等納税猶予税額の計算書（贈与税） 相続時精算課税の場合

特定贈与者の第二表の「(23) 特別控除額の残額」を表示

#### ▼株式等納税猶予税額の計算書（贈与税） 暦年課税の場合

基礎控除の110万円を表示

暦年課税／相続時精算課税のいずれの場合も、入力は〔25.株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〕より行います。

### 4-4. 〔一括印刷〕の変更

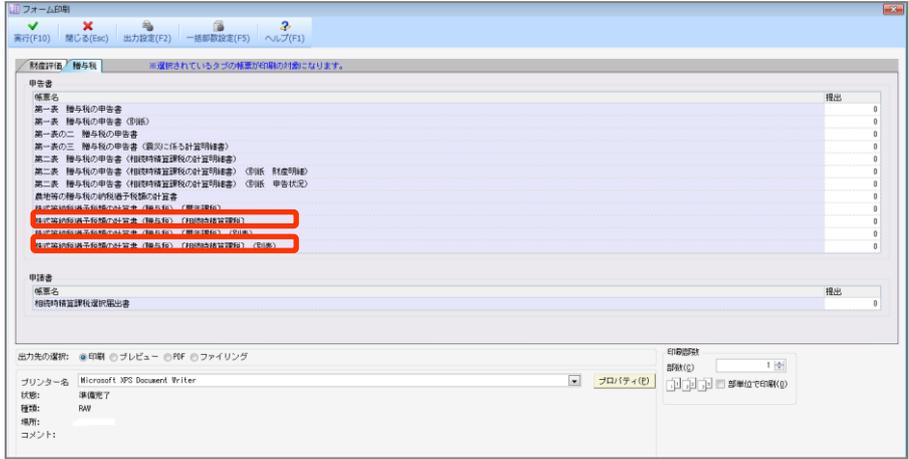
一括印刷〔贈与税〕タブに、新規帳票が印刷できるように変更しました。

暦年課税も相続時精算課税も同じメニューから印刷されます。

#### 4-4. 【フォーム印刷】の変更

フォーム印刷 [贈与税] タブに、以下の新規帳票を追加しました。

- ・ 株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) [相続時精算課税]
- ・ 株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) [相続時精算課税] (別表)



### 5. システムの主な対応内容 (機能改善関係)

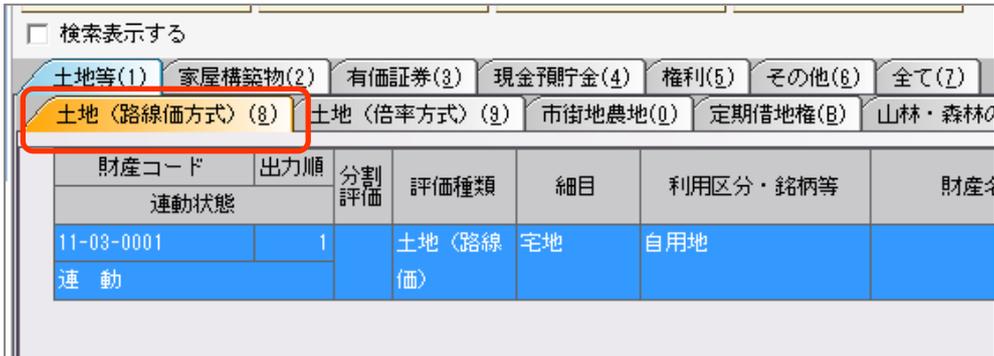
機能改善等の主な対応内容は、以下のとおりです。

#### 5-1. タブ色等の変更

入力画面に表示されるタブの色等を変更し、見やすくしました。

- (1) [財産ランチャー] 下段のタブの背景色をオレンジ色に変更

▼ [財産ランチャー] 土地 (路線価方式) を選択中の画面



- (2) 入力画面のタブを業務メニューと同じ形式に変更

▼ 土地 (路線価方式) の財産の入力画面



## 5-2. 財産ランチャー 定期借地権等の評価（財産評価）入力画面の変更

- (1) 「設定期間年数」及び「残存期間年数」の「月」数入力追加  
 財産ランチャーの定期借地権の評価で「概要」タブの「設定期間年数」「残存期間年数」に月数が入力できるように「月」を追加しました。⑦⑧の年（右側）は左側の月数が6ヶ月以上を切り上げ、6ヶ月未満を切り捨てて計算します。
- (2) 「底地の評価額」への「自用地の評価額」欄の追加対応  
 底地の評価額に路線価方式の「自用地の評価額」欄を追加しました。（従来は路線価方式の自用地の評価額を「固定資産税評価額」へ表示していました。）

自動計算し帳票に印刷

追加

- (3) ⑩欄左の「残存期間年数に応じた割合」の残存割合の自動計算対応  
 [表面] タブの⑩欄左の「残存期間年数に応じた割合」を入力項目（白色）から上書可能な計算項目（水色）に変更しました。  
 [概要] タブの「残存期間年数」の年月で割合を自動計上します。

### ▼定期借地権 「概要タブ」

### ▼定期借地権 「表面タブ」

一般定期借地権の目的となっている宅地

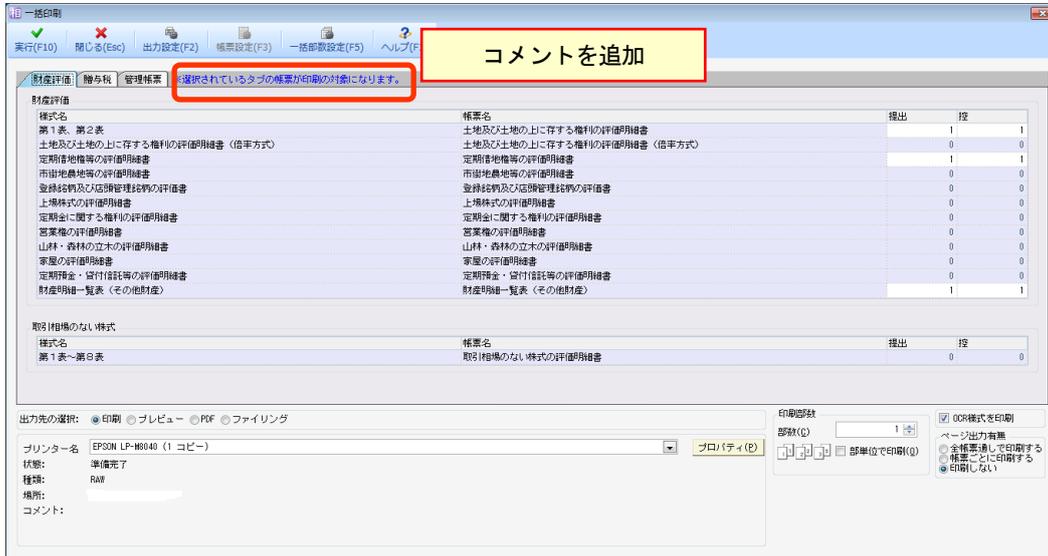
上記以外の定期借地権等の目的となっている宅地

自動計算

0.10

### 5-3. 一括印刷の画面変更

データ有無の列を削除し、選択したタブの内容のみ一括印刷するように変更しました。  
例えば、[一括印刷] の [財産評価] タブで印刷を実行した場合は、評価明細書は印刷されますが、[相続税] タブ（または [贈与税] タブ）や [管理帳票] の帳票は印刷されません。



### 5-4. 案件基本情報 贈与者情報 年齢の変更（贈与税）

受贈者の案件基本情報の年齢や贈与者個人情報に表示される「年齢」の計算基準日を、「贈与年月日」から贈与案件基本情報の「申告年」の1月1日に変更しました。

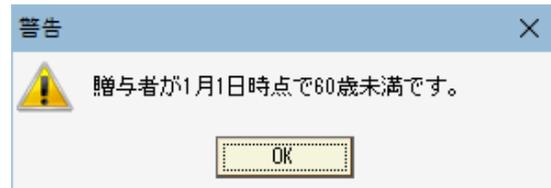
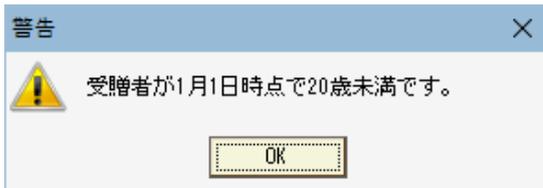
#### ▼案件基本情報変更 [基本情報] タブ

コード	014
個人番号	
氏名	サンプル 太郎
フリガナ	サンプル タロウ
〒	-
住所	
電話番号	- -
生年月日 ※	昭和50年11月 2日
年齢	42 歳
職業	

#### ▼案件基本情報変更 [贈与税] タブ

基本情報(1)	財産評価(2)	贈与税(3)	相続税(4)
案件情報			
申告年 ※		平成29年	
申告区分	申告		
	<input type="checkbox"/> 期限後		
贈与年月日 ※	平成29年11月 2日		
申告期限	平成30年 3月15日		
国税局/国税事務所			
税務署			
申告書提出年月日			

※受贈者、贈与者の次の年齢チェックは、従来から「申告年」の1月1日で判定しています。





## 6-2. アプリケーション起動時に表示される画面を「お役立ち情報（サポートメニュー）」に変更

アプリケーション起動時に表示される画面を「今回の変更点」から「お役立ち情報（サポートメニュー）」に変更しました。

### ▼前回バージョン（Ver.17.2）



### ▼本バージョン（Ver.17.30）



## 7. バージョンアップ後の確認事項

### 7-1. 旧バージョンデータ変換処理の実行

旧バージョン（Ver.17.1/17.2）で使用していた案件データを、Ver.17.3へデータ変換して使用します。データ変換処理は、次の方法があります。

- ・個別データ変換：データ選択画面で1データずつ変換します。
- ・一括データ変換：一括データ変換画面でまとめて変換します。

### 7-2. 定期借地権の⑩欄左の残存期間年数に応じた割合の見直し（必要な場合のみ）

財産ランチャーの定期借地権の評価の「表面」タブ⑩欄左の「残存期間年数に応じた割合」を自動計算項目（水色）に変更しました。データ変換で、入力されている割合が自動計算した割合と異なっていた場合は、上書き項目（緑色）に設定します。必要に応じて、「概要」タブの「⑧残存期間年数」に「月」を入力して上書きを解除してください。

#### ▼定期借地権 「概要」タブ

概要(1)		表面(2)		裏面(3)	
評価区分	<input checked="" type="radio"/> 路線価方式 <input type="radio"/> 倍率方式	土地参照(B)...	参照財産コード		
所在地番		(住居表示)			
地目	宅地	現況	宅地	台帳	100.0000 m <sup>2</sup> 設定年月日 平成 5年10月 1日 設定期間年数 30年 0月 30年
地積		実測	100.0000 m <sup>2</sup>	課税時期	平成29年11月 2日 残存期間年数 5年 1月 5年
底地の評価額	路線価方式	1m <sup>2</sup> 当たりの評価額	4,000 円	自用地の評価額	400,000 円
	倍率方式	固定資産税評価額		倍率	
		修正固定資産税評価額		評価額	400,000 円
評価対象	<input type="radio"/> 定期借地権の評価 <input checked="" type="radio"/> 定期借地権の目的となっている宅地の評価				

#### ▼定期借地権 「表面」タブ

一般定期借地権の目的となっている宅地	◎	0 円 - ◎	0 円 × [ 1 - 0.00 ] ×	◎	0.000
上記以外の定期借地権等の目的となっている宅地	◎	400,000 円 - ◎	0 円 = ◎	◎	400,000 円
	◎	400,000 円 × [ 1 -	(残存期間年数)に応じた割合	◎	0.10
	◎			◎	360,000 円

## 8. 贈与税 平成 29 年分データの先行入力について

相続税 R4 (Ver.17.2) で、贈与税 平成 29 年分データの先行入力が行えます。  
 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、第一表の二の「非課税枠」の選択リストで適用を受ける金額を選択します。Ver.17.30 へデータ変換後は、そのまま設定されています。

## 9. フォルダー構成

### ■データベース

¥  
 ↳ R4\_RDB ..... データベース格納フォルダー  
 ↳ sozoku\_5..... 相続税 R4 Ver.16 データフォルダー

### ■プログラム

¥  
 ↳ Program Files (64bitOS は Program Files(x86))  
     ↳ Epson  
         ↳ R4  
         ↳ sozoku\_5..... 相続税 R4 Ver.16 プログラム格納フォルダー

## 10. パッケージの内容

製品種類と梱包内容は、次のとおりです。

### 10-1. インターKX相続税 R4 Ver.17.3

#### ■CD (メディア) が収録されるパッケージ

同梱物	製品種類	新規 (ISZ1V173)		
			バージョンアップ (ISZ1V173V)	
				保守改版 (LISZ1V173)
インターKX 相続税 R4 セットアップディスク (CD-R)	・ 相続税 R4 平成 29 年版 Ver.17.30 ・ E i ボード Ver.17.30	○	○	○*1
パッケージの内容		○	○	○
インターKX R4 シリーズ セットアップガイド		○	○	
インターKX R4 シリーズ セットアップ・ライセンス認証ガイド				○
相続税 R4 導入マニュアル 平成 29 年		○	○	

※旧製品から平成 29 年版へのデータコンバートができないため、セットアップディスクには「R4 コンバーター」は収録されていません。

\*1 E i ボードサーバー版 (Ver. 17.30) は同梱されておりません。CD 保守契約に加入されている場合で、お手元に E i ボードサーバー版 Ver. 17.30 が届いていないお客様につきましては、お手数ですがサポートセンターまで送付をご依頼ください。  
 (「ネットワーク基本ライセンス(SV)」を保有、かつ 2017 年 11 月 6 日時点で R4 アプリケーションのいずれかで CD 保守契約を締結しているお客様には、E i ボード Ver.17.30 の CD を発送済みです。)

■CD（メディア）が収録されないパッケージ

製品種類	追加1ユーザー（ISZTV173）	
		バージョンアップ追加1ユーザー（ISZTV173V）
同梱物		
追加ライセンスのご案内	○	○
インターKX R4 シリーズ 追加ライセンスの登録手順	○	○

10-2. 相続税顧問 R4 Ver.17.3

■CD（メディア）が収録されるパッケージ

製品種類	新規（KSZ1V173）		
		バージョンアップ（KSZ1V173V）	保守改版（LKSZ1V173）
同梱物			
相続税顧問 R4 セットアップディスク（CD-R） ・相続税 R4 H29（Ver.17.30） ・E i ボード（Ver.17.30）	○*1	○	○*2
パッケージの内容	○	○	○
顧問 R4 シリーズ／応援 R4 シリーズ セットアップガイド	○	○	
顧問 R4 シリーズ／応援 R4 シリーズ セットアップ・ライセンス認証ガイド			○
E i ボード活用ガイド	○		
R4 シリーズ ソフトウェア年間保守サービス契約 申込書	○	○	
ユーザー登録とライセンスの取得（認証）についてのご案内	○		
返信用封筒	○	○	
預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書	○	○	
サポート&サービスあんしんBOOK	○	○	
相続税 R4 導入マニュアル 平成 28 年	○	○	

※旧製品から平成 29 年版へのデータコンバートができないため、セットアップディスクには「R4 コンバーター」は収録されていません。

\*1 CD-ROM ケースには、プロダクト ID を記載したラベルが貼付されています。ユーザー登録（保有商品登録）を行う際に必要となります。

\*2 E i ボードサーバー版（Ver. 17. 30）は同梱されておりません。CD 保守契約に加入されている場合で、お手元に E i ボードサーバー版 Ver. 17. 30 が届いていないお客様につきましては、お手数ですがサポートセンターまで送付をご依頼ください。

（「ネットワーク基本ライセンス(SV)」を保有、かつ 2017 年 11 月 6 日時点で R4 アプリケーションのいずれかで CD 保守契約を締結しているお客様には、E i ボード Ver. 17. 30 の CD を発送済みです。）

■CD（メディア）が収録されないパッケージ

同梱物	製品種類	追加1ユーザー（KSZTV173）	
		バージョンアップ追加1ユーザー（KSZTV173V）	マニュアルセット（KSZMV173）
追加ライセンスのご案内		○	○
顧問 R4 シリーズ／応援 R4 シリーズ 追加ライセンスの登録手順		○	○
R4 シリーズ ソフトウェア年間保守サービス契約 申込書		○	○
ユーザー登録シート		○	
返信用封筒		○	○
預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書		○	○
相続税 R4 リファレンスマニュアル 平成 29 年 Ver.17.3 (1 冊目)			○
相続税 R4 リファレンスマニュアル 平成 29 年 Ver.17.3 (2 冊目)			○

以上、よろしくお願ひします。